

愛知学院大学大学院研究助成規程

平成22年4月1日施行

(目的)

第1条 愛知学院大学大学院学生の研究推進に資するため、次の研究助成を行う。

(助成の種類)

第2条 研究助成は、次の各号の事項について行う。

- (1) 研究推進費
- (2) 学会参加費
- (3) 論文等複写費
- (4) 紀要刊行費

(研究推進費)

第3条 研究推進費は、大学院学生が研究推進上必要な書籍の購入費を補助するための予算とする。

2 博士前期課程(修士課程)の学生1人年額3万円とする。

3 博士後期課程の学生1人年額5万円とする。

4 第1項の補助を申請する場合は、指導教員の承認を得なければならない。

(学会参加費)

第4条 大学院学生が日本学術会議に登録されている学会及びこれに準ずる学会の会員として、その学会において研究発表を行うときは、「愛知学院大学における学生の研究発表に係る交通費等助成に関する取扱規程」に従い、参加費(年会費を除く)・交通費・宿泊費の実費を、前条に規定する研究推進費の範囲で補助する。ただし、宿泊費の上限は、一泊当たり1万円(税込)とする。

2 前項の補助を申請する場合は、指導教員の承認を得なければならない。

(論文等複写費)

第5条 博士前期課程(修士課程)・博士後期課程の学生には、文献・資料等の複写費用として、年額5,000円分のプリペイドカードを年度当初に配付する。

2 在学延長の場合は、半期ごとに2,500円分を配付する。

(紀要刊行費)

第6条 大学院学生が発行する研究成果発表誌(紀要)の刊行に際し、印刷費の一部を補助する。

2 補助金額は、各研究科50万円を上限とする。

(予算管理)

第7条 第2条1項1号から2号に係る予算は、学部事務室及び名城公園キャンパス事務室が管理する。

2 第2条1項3号から4号に係る予算は、教務課が管理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長及び理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程は、文学・心身科学・商学・経営学・法学・総合政策研究科に適用する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程は、文学・心身科学・商学・経営学・経済学・法学・総合政策研究科に適用する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。